

特別支援教育からインクルーシブ教育へ - 「障害者の権利に関する条約」をてがかりとして-

梅木幹司*1

キーワード:特別なニーズ教育、インクルーシブ教育、特別支援教育、障害者の権利に関する条約

1 はじめに

わが国では、障害のある子どもへの教育は、「特殊教 育」という名の下で行われてきた。その特殊教育は、 2007年より「特別支援教育」へと転換が図られ、従来 の養護学校、盲学校、ろう学校は特別支援学校へと移 り変った。しかし、このような転換が行われたにもか かわらず障害のある子どもとない子どもは、原則、分 離した教育システムの下に置かれているのが現状であ る。それは、1979年の養護学校義務化により強化され たといういきさつがある。

しかし、1970年代以降、世界的なノーマライゼーシ ョンの流れもあり、イギリスやアメリカなどにおいて は、障害のある子どもとない子どもの統合教育 (integration)の実践も行われてきた。わが国において も一部の自治体では、そのような取組を行っていたと ころもあるが、制度化には至らなかった。ところで、 統合教育は、主に障害のある子どもとない子どもとい う二分法に立脚し、それらの子どもたちの共生を目的 とした教育の取組であった。その後、1994年には「サ ラマンカ宣言|により、「特別なニーズ教育|及び「イ ンクルーシブ教育」の概念を世界に広めた。さらに「サ ラマンカ宣言」から12年後の2006年には、国連にお いて「障害者の権利に関する条約」が採択され、「イン クルーシブ教育」についてのより具体的な方向性を明 確にした。しかしながら、わが国は、「障害者の権利に 関する条約」には未だ批准しておらず、現在、批准に 向けての作業を行っているところである。

本稿では、「障害者の権利に関する条約」(とくに第

24 条「教育」)の規定を検討材料とし、現在、わが国 において議論が重ねられている「障がい者制度改革推 進会議」の報告書等を基に今後のわが国におけるイン クルーシブ教育へ向けての検討を行いたい。

2 特別なニーズ教育とインクルーシブ教育との関係

インクルーシブ教育という言葉は、障害者権利条約 により世界に広まった観があるが、インクルーシブ教 育という言葉を世界に知らしめたのは、「サラマンカ宣 言」である。これは、1994年にユネスコがスペインの サラマンカで世界各国の政府代表と関係団体を集めて 開催した「特別なニーズ教育に関する世界会議:アク セスと質」(World Conference on Special Needs Education : Access and Quality)で最終的に採択されたものである。 ここにある「特別なニーズ教育(Special Needs Education)」は、イギリスのウォーノック報告^{註1} (1978 年)以降世界に広まった概念であり、障害のある子ども たちへの教育だけでなく、あらゆるニーズのある子ど もたちへの教育として示された概念とされている。

サラマンカ宣言では、特別なニーズのある子どもに ついて、障害のある子ども、ストリート・チルドレン、 労働に従事している子ども、遊牧民の子ども、言語的・ 文化的マイノリティの子どもなど、これまで教育の場 から排除されてきた子どもたち全てを指している。そ れは、サラマンカ宣言により大きく世界に広まった。 しかし、この特別なニーズ教育という概念は、障害の ある子どもに限定しているように受け取られる面もあ る。特に前述のサラマンカ宣言を採択した世界会議で

*1 山口福祉文化大学 ライフデザイン学部

は、障害者関係団体の参加はあったもののその多くは 障害児教育関係者の参加により採択されたものである。 この点について、わが国でインクルーシブ教育をいち 早く提唱してきた堀は、「この会議の参加者は、インク ルージョンをめざしながらもほとんどが障害児教育関 係者であった。つまり、これまでの特殊教育(Special Education)を担ってきた専門家によって推進されてき たのである」¹⁾と指摘している。つまり、障害児教育 関係者により推進された概念が特別なニーズ教育であ り、それには、当事者である子どもたちやその保護者 の意見表明がなされないまま推進されてきたという問 題がある。したがって、特別なニーズ教育は、専門家 の優位性の基に推進された概念であると言ってもよい。 その専門家の優位性について同じく堀は、「SNE (Special Needs Education)は、その中の"Special"という 語に端的に示されているように、これまでの特殊教育 関係者の専門性に強く依存している。もちろん、これ までの成果に学ぶことは必要である。しかし、これま でにこのような特殊教育関係者の専門性によってエク スクルージョン (Exclusion=排除) が行われてきたと いう点を忘れてはならない」²⁾と述べている。それは、 これまでの専門家主導による教育における障害のある 子どもたちへの排除の歴史を認識することで、今後の インクルーシブ教育の適確なあり方を検討し推進する ことができるのである。

したがって、サラマンカ宣言により世界に広まった 特別なニーズ教育は、本来の意味でのインクルーシブ 教育とは符号を等しくする概念とは言いがたく、本来 の意味でのインクルーシブ教育は、サラマンカ宣言か ら12年後の「障害者の権利に関する条約」の採択にお いて、より明確に提起されたと考えることができる。

3 「障害者の権利に関する条約」におけるインクル ーシブ教育

2006 年 12 月 13 日、国連において「障害者の権利に 関する条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities) (以下「障害者権利条約」という。)が採 択され、2008年5月3日に発効した。この障害者権利 条約の策定過程においては、"Nothing about us without us"(私たち抜きに私たちのことを決めるな)が障害の ある人たち共通の思いを示す理念として使用された。 この障害者権利条約は、いままで障害者が社会の中で 位置づけられてきた治療や保護の客体、またはマイノ リティとしての存在ではなく、権利主体であるという 障害者観の転換を図ることを主な目的とし、それにつ いての取組を各国に要請している。そして、この障害 者権利条約では、第24条において教育にかかる条項が 規定されている。第24条では、インクルーシブ教育に ついての定義づけはなされていないものの随所にイン クルーシブ教育という言葉が明記されており、今後の 一般教育制度 (general education system) についてのあ り方が示されている。なお、ここからは日本政府によ る公式訳は、Inclusive Education について「包容する教 育制度」と翻訳しているなど、必ずしも条約の原文が 日本語訳として正確に反映されていないことから、障 害者権利条約の策定作業や交渉過程に携わった長瀬の 日本語訳を基に第24条での注目すべき事項について 述べることとする。

第24条では、第1項において「締約国は、教育につ いての障害のある人の権利を認める。締約国は、この 権利を差別なしにかつ機会の平等を基礎として実現す るため、あらゆる段階におけるインクルーシブな教育 制度及び生涯学習であって、次のことを目的とするも のを確保する」³とし、これらの権利を実現するに当 たり、第2項において以下のように規定している。

「(a) 障害のある人が障害を理由として一般教育制 度から排除されないこと、及び障害のある子どもが障 害を理由として無償のかつ義務的な初等教育又は中等 教育から排除されないこと。

(b) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、 その生活する地域社会において、インクルーシブで質 の高い無償の初等教育及び中等教育にアクセスするこ とができること。

(c) 各個人の必要(ニーズ)に応じて合理的配慮が行なわれること。

(d) 障害のある人が、その効果的な教育を容易にする ために必要とする支援を一般教育制度の下で受けるこ と。

(e) 完全なインクルージョン^{建2}という目標に則して、 学業面の発達及び社会性の発達を最大にする環境にお いて、効果的で個別化された支援措置がとられること」⁴⁾

このように障害者権利条約は、障害のある子どもが、 障害を理由として一般教育制度から排除されることな くインクルーシブ教育を教育の主流に位置づけること により、ソーシャル・インクルージョン^{註3}の実現を目 指すことを締約国に要請しているのである。

しかしながら、インクルーシブ教育を教育の主流に 位置づけるということは、これまでの障害種別による 個別的な教育システムを通常教育に一本化するという ことでもある。これには、障害者権利条約の策定過程 においても異論を唱える団体もあった。それは、世界 ろう連盟(WFD)、世界盲人連合(WBU)、世界盲ろ う者連盟(WFDb)である。これらの当事者団体は、 ろう児、盲児、盲ろう児への教育については、ろう学 校や盲学校が教育システムの中で選択肢としてなけれ ばならないと主張したのである。これは、手話や点字 という彼らのコミュニケーション手段とそれらを言語 として使用する文化的側面から彼らのアイデンティテ ィの確保を堅持するための主張であったと考えること ができる。このような主張の結果、最終的には第3項 において以下のように記された。

「3 締約国は、障害のある人が教育制度及び地域生活に完全かつ平等に参加することを容易にするための 生活技能及び社会性の発達技能を習得することを可能 としなければならない。このため、締約国は、次のこ とを含む適切な措置をとる。

(a) 点字、代替文字、拡大代替〔補助代替〕コミュニ ケーション^{註4}の形態、手段及び様式、並びに歩行技能 の習得を容易にすること。また、ピア・サポート〔障 害のある人相互による支援〕及びピア・メンタリング 〔障害のある人相互による助言・指導〕を容易にする こと。

(b) 手話の習得及びろう社会の言語的なアイデンティ ティの促進を容易にすること。

(c) 盲人、ろう者又は盲ろう者(特に子どもの盲人、 ろう者又は盲ろう者)の教育が、その個人にとって最 も適切な言語並びにコミュニケーションの形態及び手 段で、かつ、学業面の発達及び社会性の発達を最大に する環境で行なわれることを確保すること」⁵⁾

このように第3項(a)においては、コミュニケーシ ョン手段としての点字や手話の習得について容易にす ることを明確にした。また、(b)においては、盲やろ うの言語的アイデンティティの促進を明確に記した。 そして、(c)においては、「学業面での発達及び社会性 の発達を最大限にする環境で」という記述により、盲、 ろう、盲ろうという具体的障害に言及して、「環境」と いう文言を用いることにより、インクルーシブ教育の 中で盲学校、ろう学校の存在を支持した。

ここまで、障害者権利条約第24条の「教育」により、 インクルーシブ教育についての捉え方を見てきた。障 害者権利条約におけるインクルーシブ教育とは、障害 のある子どもが一般教育制度や地域から排除されるこ となく、その子どもたちの個人のニーズに応じて合理 的配慮が行われることにより、発達と尊厳が尊重され、 また、特定のコミュニケーション手段を用いる人達の アイデンティティの尊重とその習得を容易にする環境 の確保を重視しているということが理解できる。

このように障害者権利条約におけるインクルーシブ 教育の捉え方が明確にされたが、それを受けてのわが 国の動向について次章で確認することとする。

4 障害者の権利に関する条約に向けてのわが国の 動向

わが国は、障害者権利条約について 2007 年 9 月 28

日に署名を行った。しかし、未だ批准には至っておら ず、現在その批准に向けて作業が進められているところ である。ここでは、その主だった動向からインクルーシ ブ教育へ向けての捉え方について述べることとする。

わが国では、障害者権利条約の批准に向けて「障が い者制度改革推進会議」を内閣府において設置した。 これは、全閣僚で構成されている「障がい者制度改革 推進本部」の下部組織として位置づけられ、2010年1 月に発足し、2010年6月7日に「障害者制度改革の推 進のための基本的な方向(第一次意見)」、2010年12 月17日に同じく「障害者制度改革の推進のための基本 的な方向(第二次意見)|(以下「第2次意見」という) を取りまとめ公表した。また、「中央教育審議会初等中 等教育分科会・特別支援教育の在り方に関する特別委 員会 は、「特別支援教育の推進に関する調査研究協力 者会議|及び前述の「障がい者制度改革推進会議」で の検討を議論し、2010年12月24日「論点整理」とし て取りまとめ公表した。これらの中で、批准に向けた 動向として「第2次意見」、「論点整理」の2つの報告 書について以下に取り上げることとする。

この2つの報告書は、就学先の考え方に大きな差異 があり、これは障害者権利条約におけるインクルーシ ブ教育の捉え方の根幹に関わるものであると考えられ る。「第2次意見」では、「障害のある子どもは、障害 のない子どもと同様に地域の小・中学校に就学し、か つ通常の学級に在籍することを原則とし、本人・保護 者が望む場合に加え、ろう者、難聴者又は盲ろう者に とって最も適切な言語やコミュニケーションの環境を 必要とする場合には、特別支援学校に就学し、又は特 別支援学級に在籍することができる制度へと改めるべ きである」⁶と記しているのに対し、「論点整理」では、

「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で 共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニー ズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズ に最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な 仕組みを整備することが重要。子ども一人一人の学習 権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、 特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある 『多様な学びの場』を用意しておくことが必要」⁷⁾と している。このように「第2次意見」では、地域の通 常学級への就学を原則とし、特別支援学級や特別支援 学校への就学については限定的に認めているのに対し、

「論点整理」では、同じ場で共に学ぶということは「追 求」するという言葉でとどめるとともに通常の学級、 通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といっ た連続性のある「多様な学びの場」を用意することが 必要としている。このようにこれら2つの報告書には、 障害のある子どもたちの就学の場の捉え方に差異があ る。この捉え方の違いについて清水は、「この対立の背 景には、学校教育法施行令に定められる一連の就学先 決定の手続きに関する対立がある」⁸と指摘している。 これは、「第2次意見」が障害があるかないかに関わら ず地域の小・中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍 することを原則としていることから、同じく清水は、 「一連の就学手続きは不要になると考えていると理解

できる」のとしている。これに対し、「論点整理」では、

「就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援 学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組み を改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保 護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者に対し十分 情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重 し、本人・保護者と教育委員会、学校等が教育的ニー ズと必要な支援について合意形成を行うことを原則と し、最終的には市町村教育委員会が決定」¹⁰としてい る。就学先の決定については、本人または保護者の意 見表明権を最重要視し、行政が最終決定権を持つとい うことのないシステムの構築が必要である。最終的な 判断を行政が行うならば、インクルーシブ教育の本質 に関わる問題であると考えなければならない。

これまで見てきた2つの報告書から理解できること は、「第2次意見」については、インクルーシブ教育を 障害者権利条約に即して新しい教育システムとして捉 えていることに対し、「論点整理」では、特別支援教育 を踏襲した上で新しい教育システムとしてインクルー シブ教育を捉えていることがわかる。

5 インクルーシブ教育へ向けて

これまで、インクルーシブ教育について、障害者権 利条約での考え方に基づき、わが国がその批准に向け てどのような動きをしているのか、そこにはどのよう な論点があるのかについて概観した。ここでは、わが 国において現在の特別支援教育からインクルーシブ教 育へ転換させるためには、どのようなことが必要であ るのかについて私見を述べたい。それにあたっては、 障害者権利条約第24条第2項に記してある「一般教育 制度」、「合理的配慮」、「地域社会」、「完全なインクル ージョン」を手がかりとしたい。

5-1 「一般教育制度」をいかに捉えるか

障害者権利条約の策定過程において、一般教育制度 (general education system)の捉え方について各国、各 団体の間で意見が分かれた。それは、一般教育制度が 特別学級や特別学校を含むかどうかという議論の対立 であった。障害者権条約の策定の最終段階までは、一 般教育制度には、特別教育を含まないものとして捉え られていた。しかし、中国政府は、障害者権利条約の 同意には、一般教育制度に特別教育を含むことが前提 であると強行に主張した。これに追随するかたちで、 ろう者、盲人、盲ろう者への分離された教育の必要性 を訴える意見もあった。このような意見を踏まえて最 終的には、第24条第2項の(d)において「障害のある 人が、その効果的な教育を容易にするために必要とす る支援を一般教育制度の下で受けること」と明記され た。この一般教育制度とは、個別の障害に対して効果 的な教育を必要とする限定的な特別教育を支持するも のと判断される。しかし、重要なことは、その特別教 育については、各国において単一の教育省が担うこと である。他の省が、特別教育制度を担うという分離し

た体系での教育制度について長瀬は、「こうした体系で は、教育省から障害児教育が切り離されてしまい、イ ンクルーシブ教育の促進はまず省の壁にぶつかる危険 性が高い」¹¹⁾と指摘している。わが国においてはこれ まで、文部科学省が単一の省として障害児教育を管轄 してきたわけであるが、分離教育の中で決して障害児 教育が通常教育として位置づけられてきたわけではな い。それは、特殊教育から特別支援教育へと転換され た後も継続していることである。障害者権利条約の策 定過程では、日本政府は、「一般教育制度」について「一 般|という文言を外すようにと提案したり、公式訳と して"general education system"を「教育制度一般」と訳 すなど、従来の分離教育を踏襲しようとする姿がみら れる。従って、今後の「一般教育制度」を考えること において、従来の教育制度の中に特別支援学校や特別 支援学級を重点的に位置づけるのではなく、あくまで も個別性に基づいた障害への配慮として限定的に位置 づけることにより、今後の一般教育制度がその本質を 持つと考えることができる。

5-2 「合理的配慮」について

障害者権利条約では、「合理的配慮」について、第2 条の定義の中で「『合理的配慮』とは、障害のある人が 他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的 自由を享有し又は行使することを確保するための必要 かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合に必要 とされるものであり、かつ、不釣合いな又は過重な負 担を課さないものをいう」¹³としている。それでは、 この定義をいかにインクルーシブ教育へと適応させる かということであるが、この定義には3つの重要な意 味があると考えられる。その1つめは、障害のある子 どもがない子どもと同様に権利の享有や行使について 実質的な平等を確保することにある。2 つめは、障害 種別を前提として画一的に判断するのではなく、個別 性に基づき柔軟な対応が必要であるということ。3 つ 目は、必要以上の負担を障害のある子どもが利用する

あらゆる社会資源において課すべきではないといこう ことである。この3つめに関しては、意味を取り違え れば、最低限度の配慮のみで良いということになるが、 障害のある子どもの生活は、自らで全てが完結するも のではない。よってその子どもが生活する環境におい て最大限に権利を享有し行使できること、それに向け ての取組を「合理的配慮」として様々な社会資源に対 して要請しなければならない。そして、「合理的配慮」 をインクルーシブ教育の実践を行う上での具体的な方 策として作り出す必要がある。その具体化においては、 障害のある子どもの生活を基本として類型化すること がまず必要である。それは、カリキュラムの柔軟性や 移動支援、医療的ケア、コミュニケーション手段の確 保、学校でのハード面の整備、職員配置などがあげら れるが、これらの類型化からさらに個人のニーズに応 じた「合理的配慮」を行うことによって、インクルー シブ教育の意味をなすと考えることができる。

5-3 「地域社会」との協働

インクルーシブ教育は、教育現場だけで完結するも のではなく、子どもたちが生活する地域社会のあり方 を検討し、地域社会と協働することもその実現には必 要不可欠である。これは、前節の「合理的配慮」とも 密接に関係するものである。わが国では長年、障害の ある子どもとない子どもは、分離された環境の中で教 育を受けてきたということをこれまで述べてきた。こ の分離を原則とした教育制度において、障害のある子 どもは、自分の住んでいる地域から離れた学校へと通 学することを余儀なくされてきた。その結果として、 地域の同じ世代の子どもたちや異年齢の子どもたちと 交流する機会が絶たれてきた。また、保護者にとって も子どもへの付き添いや医療的ケアのために自宅と地 域から離れた学校を数時間おきに行き来するなどの過 重な負担を強いるという現状もある。確かに旧来の養 護学校、現在の特別支援学校においては、障害に応じ た専門的な教育を提供する場であるが、障害のある子

どもたちは、その専門的な教育を受けることと引き換 えに地域社会での生活と切り離されてきたのである。 これは、わが国の就学システムと関係している。学校 教育法施行令第22条の3では、障害の程度を示し、そ れに基づいて都道府県教育委員会が最終的に就学先を 決定するのである。したがって、居住地への配慮はあ るものの都道府県という広範囲において就学地が決定 し、地域から切り離されるという問題が残るのである。 このような実情から鑑みて障害者権利条約では、第24 条第2項(b)において「障害のある人が、他の者との平 等を基礎として、その生活する地域社会において、イ ンクルーシブで質の高い無償の初等教育及び中等教育 にアクセスすることができること」と明文化した。ま た、前章で記した「第2次意見」においても同様に地 域の小・中学校に就学することと通常の学級に在籍す ることを原則としている。このようにインクルーシブ 教育を実現する上では、地域の学校に就学することを 原則とした学校教育法を含む関係法規の改正を早急に することが必要である。

また、前章で取り上げた「論点整理」では、「第2 次意見」と比較して斬新な内容ではないが、その中で も比較的重要な意見もあった。それは、「地域の中で、 ソーシャルワーク機能をきちんと確保することが重要 である」¹³⁾という一文である。その具体的内容までは 踏み込んでいないが、インクルーシブ教育を実現する ためには学校や保護者だけで担うのには無理がある。 また、地域社会での共生を考える上では、障害のある 子どもたちの義務教育終了後の生活支援も必要となる。 そのためには、地域の中でソーシャルワークを機能的 に確保し、子どもたちの人生の各段階で支える仕組み が必要である。そのためには、スクールソーシャルワ ーカーからコミュニティソーシャルワーカーへの連携 と地域住民との協働体制のある仕組みを生み出すこと が重要である。障害のある子どもたちも可能な限り、 教育終了後の就労への支援を目的として、地域社会の 一員として位置づける体制が必要なのである。

5-4 「完全なインクルージョン」(Full inclusion) を目指して

障害者権利条約におけるインクルーシブ教育について、清水は「プロセスとしてのインクルージョン」¹⁴⁾という表現をしている。これについて同じく清水は、

「"プロセスとしてのインクルージョン"とは、固定的 なものでなく、フル (完全な)・インクルージョンとい うゴールを目指して、漸進的に前進していくプロセス としてインクルージョンを理解する立場である」 15)と している。確かにインクルーシブ教育は、これまでの 教育制度からのパラダイム転換を意味するものであり、 教育制度のゴールであるように捉えられがちである。 しかし、今まで示してきた「障害者権利条約」も「第 2 次意見」についても原則的には、障害のある子ども への教育は地域の学校の普通学級であるという立場に 立っている。しかし、ニーズに応じた教育という言葉 により、障害の個別性に応じた専門的教育の場の存在 も温存していることは事実である。それは、急激な転 換による障害のある人たちへの不安を増大させること のないようにしている配慮とともに、まだまだインク ルーシブ教育についての捉え方も多様であるというこ とが考えられる。そこには、どうしても現行の教育制 度が壁として立ちはだかっているようにも感じる。イ ンクルーシブ教育を実現する上では、様々な環境整備 や国内の財政面も必要になり課題も多い。しかし、こ れらの課題を乗り越えなければ次へのステージへ進む ことはできないのである。インクルーシブ教育の到達 点は、フル・インクルージョンであると筆者も考えて いる。それは、あらゆる子どもたちへの教育が一般教 育制度のもとで受けられることである。

決して、インクルーシブ教育は、これまでの統合教 育の延長線上に位置するものではなく、新しい教育の あり方であり、適切な教育のあり方である。その教育 が実現し、それが進化することによりフル・インクル ージョンやソーシャル・インクルージョンが実現され るのではないかと強く思うところである。従って、イ ンクルーシブ教育の実現のためには、あらゆる人々の 協働のもとに実現させなければならない。

6 おわりに

本稿では、インクルーシブ教育について、障害のあ る子どもたちとない子どもたちとの地域社会での共生 した教育の実現を目指すという趣旨を中心として、主 に「障害者権利条約」をてがかりとして述べてきた。

しかし、インクルーシブ教育の本来の目的は、障害 のある子どもたちへの教育実践ではなく、あらゆるニ ーズのある子どもたちへの教育実践であり、これまで の教育制度からのパラダイム転換である。従って、従 来の統合教育とは全く違った概念である。とはいえ、 インクルーシブ教育について語る場合、障害のある子 どもたちを中心として考えることで、今までの教育制 度とは異なるものであるということを理解することが 容易となる。これまで、障害のある子どもたちが地域 から切り離され、排除された環境の中で教育を受け、 生活をしていた歴史は二度と繰り返してはいけない。 そのためには、インクルーシブ教育の本来の意味をし っかり理解することにより、その実現に向けての方策 を慎重に検討しなければならない。障害を理由として 排除されない社会の実現は、あらゆる障害のある人た ちの希望であり、本来あるべき姿である。その実現に 向けて、インクルーシブ教育がどのように展開され、 どのように進展していくかについて、今後も展望しな がら検討をし続けていきたい。

[註]

註1 1973年に教育科学省大臣のサッチャーが、「障害 児者教育調査委員会」(Committee of Enquiry into the Education of Handicapped Children and Young people)を 設置して、特別教育制度の見直しとその改善策を諮問 するため、ウォーノック女子(Warnock, M.)を委員長に 選出し、その最終報告書として「特別な教育的ニーズ (Special Educational Needs)」と題する報告書を提出し

た。その報告書は、委員長の名にちなんで「ウォーノ 7) 文部科学省;特別支援教育の在り方に関する特別 ック報告|と言われている。 委員会論点整理, 2010, p3 註2 どのような障害があっても、いかなるニーズが 8) 清水貞夫;特別支援教育制度からインクルーシブ あっても子どもたちを通常学校、通常教室において教 教育の制度へ,障害者問題研究, Vol.39 No.1, p.2, 育を行うという考え方。 2011 註3 日本語では、社会的包摂とも訳され、全ての人々 9) 同上, p2 を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的 10) 前掲7), p3 な生活の実現へとつなげ、また社会の構成員として包 11) 前揭3), p153 み支え合うという理念。 12) 同上, p219 註 4 拡大代替〔補助代替〕コミュニケーション 13) 前掲7), p8 (augmentative and alternative communication)とは、主に重 14) 前掲 8), p5 度身体障害者や知的障害者、自閉症の人たちが用いる 15) 同上, p5 口頭での会話や文章以外のコミュケーションのことを 16) 嶺井正也; 共育への道, アドバンテージサーバー, 指す。 1998 17) 特別な教育とインテグレーション学会; 特別なニ [弓]用・参考文献] ーズと教育改革、クリエイツかもがわ、2002 1) 堀智晴;ちがうからこそ豊かに学びあえる~特別 18) 清水貞夫; 特別支援教育と障害児教育, クリエイ 支援教育からインクルーシヴ教育へ~,明治図書, ツかもがわ,2003 2004, p.16 19) 中村満紀男他;障害児教育の歴史,明石書店, 2) 同上, p.16 2003 3) 長瀬修・東俊裕・川島聡; 障害者の権利条約と日 20) Peter Mittler ; Working Towards Inclusive Education,

本~概要と展望~,生活書院,2008,p.249

6) 内閣府;障害者制度改革の推進のための第二次意

4) 同上, p251

見,2010,p33

5) 同上, pp251-253

David Fulton Publishers, 2000

8

From Special Needs Education to Inclusive Education - Considering "Convention on the Rights of Persons with Disabilities" and Some Opinions -

Motoshi UMEKI

Abstract :

Since 1970's, Some countries has brought Integrate Education into effect on education fields as Normalization has become more common all over the world, but in Japan just some cities have practiced it.

After "The Salamanca Statement and Framework for Action" in 1994, Inclusive Education became popular, but Special Needs Education described in this statement is different from "primary" Inclusive Education. It was in Convention on the Rights of Persons with Disabilities on 2006 that the focus of Inclusive Education was defined clearly. However, this convention has not been ratified in Japan yet.

During examination of it for official ratification in Japan, two different reports were issued from the Government. In these papers, we can see two different viewpoints about inclusive education in general education system.

As the review of Special Needs Education is undergoing in Japan, in the future, we will have to create new education system for achieving full inclusion.